

奈良奉行川路聖謨の民政

鎌田道隆

(一) 新奉行の奈良入り

川路聖謨は、弘化三年（一八四六）一月十一日、江戸城において奈良奉行職に補せられた。このことは、早速任地奈良へも通達され、次の町触のかたちでもって、奈良市中に公告されている。

池田播磨守殿今般御普請奉行被仰付候、奈良奉行川路左衛門尉被仰付候間、此段町中可相触もの也

正月十九日 播磨

惣年寄
町代

一月十一日に池田頼方は奈良奉行から普請奉行へ、川路聖謨は普請奉行から奈良奉行への転任命令が下されているのであるから、一月十九日付の池田播磨守頼方名による奈

良触は、残務処理とみるべきであろうし、真実は奈良奉行交替の通達をうけた奈良奉行所の与力らが播磨守の名を借りたかたちで作成した触ではないかと思う。厳密に言えば、奈良奉行への補任の命令をうけた一月十一日から川路聖謨が奈良奉行である。

川路聖謨は、奈良奉行着任のための諸準備をととのえたのち、弘化三年三月四日奈良へ向って江戸を出発した。赴任の旅の道中や奈良奉行着任および離任をめぐる具体的な経緯や若干の問題については別稿で論述したが、ここでは奈良奉行の民政という視点から、着任に関することにも言及しておくこととする。

奈良奉行の交替に関する一月十九日付の町触は、前奉行名で公示されたが、新奉行川路聖謨の奈良入り前である二月六日付の禁裏崩御に伴う鳴物停止触や同月十日付の鳴物

停止および自身番御免の町触などは、発信者欄が「番所」となっている。そのほか町民への具体的な指示を伴う町触は、「番所」からの通達をうけての上であるが、惣年寄・町代名で発給されている。その具体的例でもあり、川路聖謨の奈良入りに直接かわわっている触がつぎのものである。

向寄達

御奉行様当所江御着当日、奈良坂より高座辺迄、先格ニ為迎罷出候町々年寄月行事其外、一己ニ罷出候者共、一町限相調候而半紙帳ニ名前相認、明後四日迄ニ可被差越候、以上

三月二日

半田理兵衛

(後略)

ここに引用のものは、中院町の『永代帳』からのものであるから、発給は、南方の上町代半田氏となっているが、北方では上町代高木氏の名となっていると考えられる。川路聖謨が江戸出立以前の三月二日、奈良市中では新奉行奈良入りの日の準備が命じられている。(後略)の部分には提出用の半紙帳の雛形が示されている。おそらく、新任奉行出迎えの態勢の確認や検討が行なわれたのであろう。

そして、川路聖謨が大津へ向って歩をすすめていた三月

十七日つぎの触が出されている。

御奉行様明後十九日御到着被遊候間、町々年寄月行事高座より奈良坂迄之間、銘々名前書持参候而罷出可被申候、并自分御出迎ニ罷出候銘々先格之通可相勤候、以上

三月十七日

惣年寄

町代

奉書ニ相認

手札模

御出迎申上候

中院町

年寄 誰

月行事 誰

はたして、十九日木津川の船渡して左岸にあがった川路聖謨は、奉行所の与力・同心や宮方の御家来、町人などのおびたしい人数の出迎えをうけたと、その日記に記している。そして、新奉行が奉行所に入ったこの日、奈良町には、次のことが触れられている。

御奉行様御在府中、夜分門を置候儀、今晚より御免被仰出候間、其意可被相心得候、常式番者無油断火用心入念、切々相廻り可被申候、以上

三月十九日

惣年寄

町代

新奉行の在府中すなわち奈良不在中は、治安上の用心のためであろう夜間の戸締まり閉門が堅く命じられていたよう
うで、奉行の奈良入りによって夜間閉門が御免となるとい
う指示は、奉行着任が市民の安堵感につらなるという演出
であるかもしれないが、民政の構図としては注目される
ところである。一方、御触の発給を通してみてみたことから、
奉行不在中も、番所や惣年寄・町代等の行政組織がそれぞ
れの機能を着実に發揮し、ほとんど遺漏のない民政を推進
していることも確認できよう。

こうした江戸時代後期における在地支配の民政機構のも
とで、数年毎に派遣される遠国奉行は、独自の民政という
ものをいかにしておこないえるのか、またいかなる施政方
針をもって赴任し、任地での折り合いをどのようににつけて
いくのか、奈良奉行川路聖謨の事例から追ってみることに
する。

(二)「左衛門」の施政方針

川路左衛門尉聖謨の奈良奉行としての赴任の旅をその日
記からみてみると、自らの栄達を誇りに思っていることが
わかる。それは、道中での待遇や接待役人などの態度から
うかがわれる奈良奉行職の評価によっているのであるが、
それだけに聖謨自身の奈良奉行としての緊張感や決意が読
みとれる¹¹。また、江戸出立以前に、聖謨の立身を喜ぶ半面
新任地での活動に不安をいだく親族との間で、いく度か話
し合いがもたれたこともうかがえる。聖謨が有能な吏僚で
あればあるほど、古い伝統や歴史ののこる奈良への赴任は、
本人にとってもとりまきの人々にとっても気になるところ
であったと考えられる。

はたして、奈良奉行所に入って間もない四月三日の日記¹²
に「出立前、花亭老人佐藤捨藏其外入魂の人の教もあれば、
異なること花やか成ことは少もせぬつもり也、御安心候へ
かし」の記述が見られる。また同年五月十八日の日記にも、
奉行所の作法にいろいろおかしく笑うべきことはあるけれ
ど、一切改めさせてはいないが、「是は兼々皆々様の御案

事ある故に、御安心のためおとなしくいたし居候」と記している¹³。奈良奉行拜命後、在府中もまた奈良入り後も、親族や友人たちが聖謨の目立ちすぎる行動をいさめていたこと、聖謨もそうした人々になるべく心配をかけないようにおとなしくしていたことがわかる。ちなみに川路聖謨の『寧府紀事』という日記は、江戸にいる実母や親族に近況を報告する目的で書きつづけられたものである。

はなやかなることはしない、奈良のしきたりは変えないということを経済で約束してきた聖謨であったが、実際に奈良入りしました奉行としての仕事にあたってみると、違和感をおぼえ、我慢にも耐えがたいことが少くなかった。たとえば、三月十九日の奈良入りの日「夫より宮方之御家来或は町人穢多の頭の長吏といふものに至る迄、仕来にて奉行所門前迄之内に追々立迎いたす、其外見ん物の夥事はかぼちゃ西瓜をつみたるかことく頭をならへ、女共には夫々衣類等着替て出居る體也、わか此国の司に成てくれはこそかくも見るとおもひければ、肩輿の簾をかゝけてみるに、笑ふへきことの多かりき、それをも忍びて木ましめにて着したり¹⁴」と、見しらぬ土地での風習や風俗への違和感を示している。しかし、違和感も奉行所のしきたりや職務内容を

にかかわってくると、笑ってばかりではすまされない。

おそらく奈良入り後、聖謨はいろいろと見聞きしたのであろう。「公辺のことしらぬ取扱」や、「奉行直吟味もなく出入もの、吟味等与力共」が取あつかい、また「奉行江不申聞候而軽き咎なと与力一已にて申付」けることなどが行なわれていたという¹⁵。聖謨はこうした政務の簡略化・手抜きはまったくの「流弊」であるとみて、「復古のこと申論置」いたという¹⁶。すなわち本来の手続き・吟味法にもどるべきを指示したというのであり、新規のことにはあたらないうと聖謨は解釈していたようである。この記事の直前にも「市中にて、わかことを今大闇とおそるゝよし、けしからぬなり、上之ものにて池田・本多などの歴々とは大違ひとのことの反語なるへし、尤つゝしみ候而古格を直すことは大に嫌ひなるよし急度申さとし¹⁷」たと、前奉行の池田播磨守・前々奉行の本多淡路守などとは異なり、今度の新奉行は恐しい人だとの世評があるのを知り、自分は古格を改めるようなことは大嫌いであるということを強調したと述べている。

しかし、古格を改めない立場と、民政の現場での思いとの間で、聖謨は苦悩している。奈良奉行所では、御仕置に

ついでに所司代への伺書進達の前日、いったん白状し吟味書の清書までつくられた犯罪者をあらためて責問する風習が行なわれていた。¹⁸⁾これは口書に相違ないかまたほかに悪事をしていないかを問いただす目的ではあったが、その責問が石を抱かせ皮肉の破れるまで打つという苛酷なものであったので、聖謨は「大に驚て、仕来は決¹⁹⁾直さぬ積故、牢屋敷において責問の道具を出し、そこ²⁰⁾囚人を出し少も痛めず牢問之式計にて古格之通尋問」せよと命じた。しかも聖謨は「尤夫も仕来を直すにはあらず、人の難義すること故に、わか奉行中の頼也といひ聞かせ」たという。奇妙なることか、納得できないことが多いが、奈良では「三百年」近くもこれで治まってきたのであるから少しもかまわぬことであるが、「御仕置の驚くこと多きは、人の難儀すること故に、捨置れもせぬ故に、是には心をいたく勞する²⁰⁾」とも、聖謨は述懐している。

このように聖謨は、政務のうえで苦悩しながらも誠実に情理をつくして事を運んでいたようであるが、前に引用した「市中に²¹⁾わかことを今大閣とておそるゝよし」の評判どおり、市中でも御役所内でも「左衛門」殿はかなり恐れられていたようである。新奉行川路聖謨は、新奉行着任時

には恒例として奈良市中法度の「定」があらためて発令されることにならって、十二カ条からなる「定」を、弘化三年五月、「左衛門」の名で発令している。²¹⁾以後、奉行の名で発せられる法令はほとんど「左衛門」となっており、奈良の人々には聖謨は左衛門の名で知られた。聖謨の奈良への気づかいは裏腹に、左衛門はなぜ恐れられたのであろうか。

奈良奉行所の屋敷内には二カ所に稲荷社が祀られており、稲荷祭には奉行所内を開放して町人や奉行所の若者たちがにぎやかな祭典をくりひろげる慣習があった。聖謨が奈良入りした弘化三年は、十一月二十一日に執行されているが、「従来の先例を我より差止られむかとよほとおそれて」いるらしいと、²²⁾「御前よりは必いなりへ奉納の御能は御止あるへしとおもひし」などという状況を聖謨自らが日記に書きとめていることから、世間では左衛門殿が稲荷祭を許可しないという観測が強かったことが知れる。これに対して聖謨は「先格有来之事を可止にはあらず²³⁾」とか、「元来戯むれたることにあらず、誰もみなすることにて、殊に与力の若者等かたのしみにするを、前々の例を廃す²⁴⁾へことかは²⁵⁾」とのべて黙認した。それは、稲荷祭の礼をのべにき

た儒生が、今年はだめだろうと思っていたのに、「例のこ
としという故に、偽とおもひしにまことなり」⁽²⁶⁾というほど、
世評からは仰天の答えだったのである。

実は世評どおり、聖謨としては稻荷祭を心よくは思っ
ておらず、「われは必はやしをは為せじといふはわか素心也」⁽²⁷⁾
と、本心は止めさせたいところであった。しかし、「わか
心を養ひて風俗に手を附けず治むるは、予修行也」⁽²⁸⁾と思
い、また「わか素心のことくに何ことをもなさは、畏るゝの
かきり、上下隔絶して、却^而治り方に拘る、これも又治の一
ツ也」⁽²⁹⁾という心境に達したことを、聖謨は吐露している。

当初、立身や保身また身内に不安をいだかせないとい
うところから、「異なること花やか成こと」はしない、「仕来
は少も不為直」とか「古格を直すことは大に嫌ひ」という
立場をとろうとしてきた聖謨であるが、奈良へきて九カ月、
若干の変化が見える。民政上の治術・方便として、民心を
掌握すること、上下の心が隔絶しないことが大事であると
痛感しはじめている。そして、この翌年になると、この民
政巧者の施政方針は、さらに一歩前進する。

弘化四年七月十四日の日記には、⁽³⁰⁾

この頃、心附きおもふは、奉行之心に業あるはあしき也、

下より仕出してくるものによりて、業を自然に施すへ
き事也、天はよく調ふ也、奉行より求むるはあしき也、
求むるといふところに無理がつきて来るかことくも也、
よく出来たらは至極に何もせぬ人のことくみえて、事々
物々によく心を用ひて、念をいゝ様になるへし、こ
の内に取締も欺れぬもこもる也

これは、おそらく理念的な民政論ではあるまい。自らの
民政の現実をふまえての発言であらう。「奉行より求むる
はあしき也」という考え方は、単なる民政技術という視点
をこえて、民間からの発意・「仕出し」を大切にのぼして
いくという姿勢につながっている。左衛門としての奈良で
の民政の実績が徐々にではあるが実を結びはじめていると
いう状況も、ここからは想定される。自分の考えを押しつ
けるのではなく、民意をくみあげて育てていかなければな
らないという遠国奉行の役割を、聖謨は自分に言いきかせ
ているのであらう。

地方の民政担当者として、つねに民治についての学問を
も怠らなかつた聖謨は、薛文清の『讀書録』を読み、「深
く恥入たり」と弘化四年九月五日の日記に記している。⁽³¹⁾

「我佐渡奉行^并奈良奉行となりて、土地の人民ことにおそ

れて親薄し、配下のものも又しかり、これを深く患ひしか、ここにいふごとく、畢竟民を愛するの心いたらぬ故なるへし」と、佐渡奉行のときも、奈良奉行になつても、民を愛するという心がいたらぬので、領民や配下の者たちからもただ恐れられるばかりであると反省している。ただ聖謨自らは民と親しむということはなかなか難しく出来ないであろうから、「以後は親むと親まぬとに不抱、只々仁恕のころを専として、誠あらむようにすへしとおもふ也」と、あらためて奉行としての心がまえを確認している。

こうして聖謨の奈良奉行としての施政の方針は、少しづつ変容しながら、しだいに奈良への思い入れを深くしていくのであるが、奈良の人々にとっての左衛門はやはり恐い存在であったようである。その一因は、吟味の厳しき、裁断の迅速さ、精力的な民政への関与といった奉行評にあったのではないだろうか。

(三) 公事訴訟の裁定

奈良奉行川路聖謨の施政については、『奈良市史』通史三において、大久保信治氏がすぐれた分析をしておられる。

大久保氏は、「川路聖謨は歴代奈良奉行のなかでもとくに忘れることのできない人物であり、あしかけ六年におよんで奈良に在任し令名をうたわれた」とのべ、盗賊・博奕の取締り強化、公正迅速な訴訟・裁判の指揮、社会福祉事業の重視などに治績をあげたと評価しておられる。さらに奈良市民にとって、奈良公園における植桜奨励のことも忘れられないこととして特筆されている。

本稿ではこうした聖謨の庶政のうち、盗賊や博奕等の取締り、裁判指揮などにかかわる白洲での聖謨と、貧民救済の施策について、その経緯を追ってみようと思う。とりあえず、白洲での指揮ぶりを『寧府記事』から論じてみる。

前節の左衛門の施策方針の項で若干触れたが、奈良奉行所に着任早々、与力・同心たちの刑事事案処理に強い違和感をおぼえ、聖謨は古格にもどるべき指示をした。江戸で育ち、江戸幕府の中核で幕政を体験してきた吏僚の眼から見たとき、大和の風土や歴史と幕政とに折り合いをつけながら民政をすすめてきた奈良奉行所の慣行は、かなり変容したものとしてうつったことであろう。しかし、聖謨の違和感には、そうした仕来への違和感をこえて、庶政の改革といつてもよい思い入れがその背景にあったのではないか

と思う。

聖謨の初白洲は、奉行所入りして一カ月近く経た弘化三年四月十六日で、「今日白洲^江初^而出る、取調の処、先例も有之に付、窮民共^江とし老たる、若くて貧なるか、身煩ふことあるなど、内探して呼出し錢を遣す」と日記にあり、この日は吟味物ではなく、困窮者への施錢のみであったようである。本格的な白洲での取調べ・吟味物は同月二十三日、同二十五日・二十七日と次第に日数も増え、白洲に出ない日も、取調べ帳面の閲覧や目付への対応など公務に精を出している。ただ、歴代將軍の祥月命日の吟味物処断には遠慮の方針を貫徹している。たとえば、弘化三年五月八日の記に「こゝにては御稱月の御忌日にも吟味物を一向に不構、けふも手鎖可申付哉なといふ故に、とくと教遣したり、遠国にはかゝるかしこきことのみある也」と記している。

聖謨が実際に吟味した事件のいくつかを弘化三年分の『寧府紀事』から見てみよう。まず奈良の社寺にかかわる事件では、五月二日付の記に南都法隆寺惣代のもと、龍田本宮の禰宜神主八乙女等へかかる別当職の争いを取り扱ったことを留めている。争いの内容については詳しくわから

ないが、これは奈良奉行所にもちこまれた古き出入りであつたらしく、聖謨は「今日初^而吟味したり」と記して、ながらく手をつけられなかった寺社の出入りを初めて吟味し、即日落着させたという。

社寺の出入りではないが、十月二十八日の日記に、当麻寺開帳に関する届出に対する許可事案について、聖謨は「けしからぬこと」と驚き立腹している。当麻寺では寺院の助成のため、「本堂におゐて浮世はなし三味線太鼓入に^而いたし度旨願出」、開帳の節に境内において曲馬軽業の興業をさせたいと、許可を奈良奉行所へもとめた。これは慣例によって許可されていたらしいが、聖謨は寺院の本堂で三味線を引くことを願ひ出したこと、しかもこれを聞き届けたということに驚き、先例の誤りをそのまま引きついであるのかと、与力共をたしなめたという。不許可としたとは記していないので、憤慨しながらも認めたのであろうが、俗人の聖謨が宗教の場の純粋なあり方を問ひなさせようとしているところが注目される。

また所化の女犯についての吟味も、聖謨の日記にしばしば登場する。この事件は所化がいったんは女犯を認め、自筆白状にまで至ったものを、前言をひるがえして否認した

ため、前奉行からの引継となり牢問をくりかえして数年におよぶ難事件となった。聖謨は「出家が刀江かけ而女を貫度旨申候^而、武家をおとし候も珍事^也」であるとして、この女犯僧を肝っ玉のすわった大悪僧と見ている。

十二月二十二日には、「大和戸津川郷」の百姓が「高野聖」にだまされて訴え出たという一件が記されている。

「高野聖」を頼んで祈禱をしてもらった農家が、まんまと「高野聖」の幻術にかかって大金をまきあげられたということを知り、聖謨は「馬琴等が書しものにはあることなれど、実物を見るは珍らしきこと^也」であると、純朴な農民とずる賢い悪僧の所行を嘆じている。

大和の神職や僧籍の者のなかに、凡庸や狡猾にすぎることが多く、宗教界の衰退につながっているという認識を、聖謨はこうした公事訴訟や領内巡見を通して実感していたようであるが、大和の農民に関しては、「まこと多^い」ものが多いと見ている。五月十三日付の吉野の百姓の金公事一件を紹介しておこう。吉野の貧村の百姓たちが金貸しから借金をしたが、返済に困って訴えられた。村から数十人がよび出されて白洲での吟味となったが、百姓たちは借金の減免を金主に要求し話し合いがつかず、担当の与力たち

は貧村で返済の目途がない以上手鎖を申しつけたいと奉行に言上した。そこで聖謨は直接に百姓らを吟味し、多勢が奈良へよび出されて長期滞在をすると莫大な費用が要る。

その費用捻出のために村に残った妻子も苦しむのであるから、金主をにくんで対立するよりも、妻子を思いやる立場から早く和談にした方がよいのではないかと聖謨が村人を諭したところ、「難有事ならずやと涙流すもあ^り」、百姓たちは「まこと多故に感^じ」じたようであると述べている。

こうした大和の風土への理解が進んでいったからであろうか、聖謨は弘化四年九月十六日の日記に、自らの白洲吟味の姿勢について、つぎのように記している。

われこの頃吟味物は、教を施すのたすけとすることといふにこゝろを附て、日々の白洲^江出て吟味するに、即座に双方の奸を照して叱り事の早くすむことを第一にせしを、この頃は奸を照すを次に廻して、まつ父子親君臣義夫婦順のみちをおしひろめて、みちはかくいふものなりといふ道理を、白洲吟味物の口調のうちに、内実の意は六論衍義の講釈のつもりを以利害におよぶ也、故に吟味のくゝり、常よりは少々長くなれ共、下のものよく服して、少々は風俗のたしになるか也、牢

へやるには己はかやうにすればよきを、かやうにする故に無余儀牢へ行也。以後つゝしめとて、異見のことに申聞て牢へやる也

曲直を判別する白洲から、教諭を重視する白洲への転換が語られている。領民がよく服する政治、ここには聖謨の理想的民政への志向がうかがえるし、第二節の「左衛門の施政方針」でも言及した民治方針の新展開として理解しておく必要があるだろう。

しかし同じ白洲でも刑事的治安的問題の処断では、人情と厳法意識の間で苦悩し、また江戸とは異なる条件下での処置にはがゆい思いがあったことを、聖謨は吐露している。

聖謨の印象では、大和では年少者の犯罪が多く、また再犯罪者が少くないという。弘化四年正月十九日の日記によると、正月以来召し捕えた盗賊十四人をこの日入牢させたが、そのうち十四歳で再犯のものを頭として、十二歳で盗みをしたものもいた。また同年二月二十日の記事では、十歳の盗賊がいたが、かれは「人こゝろつきたるより盗賊のこゝろありて」、親や親戚や村中がいかに折檻し意見しても盜癖が直らず、代官へも届出て勘当された「生れつきたる賊の秀才」であったという。さらに奈良では十七歳くら

いで四度も御仕置になってついに首を切られたものが昨年來三人もあつたが、こんな例は関東では聞いたことがないという。

弘化三年七月二十七日の日記にも、奈良には江戸の人足寄場といった施設がないので、入牢者百人のうち五十人は再犯者である、なぜなら無頼無宿で錢のない者をただ追い払うだけではまた盗みをせよというようなものだからであると記されているが、翌四年九月七日にも、同様の記述がある。すなわち、「此ほと召捕ものみな再犯也、其内に十六歳十五歳位之ものあり、慈悲の下しかたなし、落涙する也」とあり、以前の入墨という処罰もよっぽどおまけのようなものであつて、人足寄場があれば命をのばしてやることもできるのに、人足寄場がないばかりに死罪にしないですむものを、切らなければならないという嘆きが遠国奉行にはあると述懐している。

ともあれ奈良奉行川路聖謨は、苦悩しながらも盜賊や博徒らの裁きを精力的にすすめ、公事訴訟の滞留を激減させた。早くも弘化四年三月には、「裁断公平にて速なりとて、ならの近辺の評」があつたことを聖謨自身聞かされている。年末になると一カ年間の公事数とそのうち翌年まわしとな

る分の公事数を、聖謨は自ら書きあげているが、嘉永元年分では公事総数千二百余のうち十二月になつてからの公事二十ばかりが越年、入牢者二百六十余のうち十二月二十日以後に捕えたもの十人ばかりが越年であつた。⁵⁵また嘉永二年分では公事総数千三百十五のうち千三百が濟み十五口のみ越年、入牢者は盜賊博奕打三百五十二人のうち三百四十人は出牢、十二人が未決であるがいずれも十二月十八日以降の捕縛者であつたという。もちろん、こうした公事の迅速な処置は奉行一人の力によるものではなく、「与力同心之出精故」⁵⁴であつたことは聖謨も承知していたし、そうした奉行の姿勢をよく政務面で協力・支援した奉行所職員たちであることに、聖謨はしだいに感動を深めていく。

(四) 貧民救済事業

川路聖謨の奈良奉行としての施策で注目されるのは、貧民救済である。救済のことは、聖謨が着任後はじめて白洲へ出た日のこととして「窮民共⁵²」「錢を遣す」とあるのが最初であるが、どのようないきさつまたは理念から、いきなりの施錢がおこなわれたのかは明らかでない。しかし、

五年後聖謨が任を終えて奈良を離れるにあたり「市中町人共之内、困窮人共」が聖謨のために役立ちたいので何なりと使役してほしいと多勢が願ひ出てきたとか、奈良出立の日、「市中之町人共は困窮を救はれ候前にしるしたる町々之もの共数百人」が思い／＼に、一、二里から三里ばかりも同道して見送ってくれたり、「老婆などは多くみな手を合てをかむ」など、貧民たちに心から親われていると、聖謨自身が自覚させられるほどであつた。⁵⁷

施米・施錢のことは、弘化四年の年末、十二月二十七日、二十九日の日記から具体的に覚えてくる。すなわち二十七日に「当年もなら市中の貧人⁵³自分入用を以施しをいたす、十七八人ありといふ、いかにも少、成丈多しらへよとて再調にせしに、十人はかりましたり、いまた不分明のものもあるといふ故に、賞の可疑は重くせよといふならずや、ましてわか入用を以施すこと也、何かはくるしかるへし、可疑はみな加へよとて、加へて一人に付錢壹五百文ツ、遣したり」⁵⁸とあり、「当年も」とあるところから、着任の年弘化三年暮れにも施錢のことがあつたことが推測される。そして、その資金は奉行個人の入用金からの支給であつたこと、支給対象者の選別は奉行所の与力同心また惣年寄等

の奉行所関係者による内偵・評価によっていたこと、聖謨はなるべく多くの困窮者への施与を考えていたことなどが判明する。しかも、聖謨はこの施行を個人的な恩恵としての理解と形式をとらせないことをも配慮したようで、十二月二十九日にそのことが見える。

けふ困窮人^江之施し、奉行の手もと金を以することなれば、勝手の方へ米銭をつむてわたすへしやなといふ故に、公儀より御めくみあるへきわけなれと、御役所に金なければ、わか手もとよりすること也、もし夫を私恵と混しては以之外にて、奉行之めくみとおもひては、上^江対し恐入たること也、矢張白洲にて被下へし、金子の出かたはわれと与力とのうちくのこと也とて、白洲に^而申渡し、訴所に^而わたし遣したり

救済は本来公儀からお金が下げわたされて行なうのであるが、御役所にもそうした資金がないので、奉行の手もと金から支給するという。しかも、奉行の手もと金といえども公儀から与えられるものであり、純然たる私金とはいえないというのが聖謨の独自の解釈であり、だからこそ奉行の役宅の台所にて施与すべきではなく、公の場である白洲および訴所を使うべきであるという。

『寧府紀事』の随所に、奈良奉行所の与力・同心や配下の者および入牢者などに対する聖謨からの施食・施金などのことが見えている⁶⁰。これは聖謨の家操縦術の一つであり、また慰労・慰撫の気持の表明でもあるが、その前提には奉行として過大な役料を公儀からいただいているという意識が存していたことも、その都度披露されている。その意識が市中困窮者への施行ともつながるものであったことは否定できない。

嘉永元年（一八四八）の八月、聖謨は奈良市中富豪からの寄附金の申し出を機に、貧民救済の基金をつくって、救済事業を永続的なものにしようと試みている⁶¹。

ならのさらし屋のうち豪家より銀三貫目宛奉行所^江差出切にいたし度旨願出に付、貧人^江施し之義何之通被仰付之、依之公儀より金三百疋被下之、別段手もとより紋附上下一具つゝ遣す、右に付なら市中施之ために相成候上は、自分よりも町人共之内貧人^江金百両可呉遣旨与力^江申渡之、いつれとも永続方いたし候様申渡之、われいまた借金もあれ共、貧人を恵み候様申聞ルといへ共、其令下に行届かたければ、実に下を恵むころをしらしめたらは、下之もの共令に随ふこともあら

むかと、金百兩遣したり、(中略) これみな君の御めくみと親の御恩によりて出来ること也、百兩之金少しなれ共、奉行か施しを好めは、少々宛も町人共も元金は差出し可申、左候は、永代なら市中に貧人の極窮のもの^江六七十兩宛は不怠施の可成こと、おもひて、かくはせし也、上の御めくみの末を下へ及ぼすとは難有こと也

同年十二月朔日の記事⁶²と合わせてみると、奈良の富豪一軒から銀三貫目ずつ合計六貫目が困窮人救済のためとして上納され、公儀おそらく京都所司代の許可を得られ金三百疋を下賜されたことから、聖謨も金百兩銀にして六貫五百目ばかりを寄附した。これをもとにして、なお市中からも基金を募り、その基金の利息でもって恒常的な救済制度をつくらうというのが、聖謨の本意であった。その事情を、「元来われこゝに來りしはしめより、貧民救方之手当なきを歎しているくせしかとも仕かたなし、よって、くれくりに少々手もとより遣したれ共、われ奉行中のこと故に、其旨さとしたるに」と、聖謨のこれまでの年末の手もとと金による救済はやはり個人的なもので、自分が奉行在任中のみの施策にすぎないものであることを与力たちに語っている。

たと述べ懐している。奉行が基金を寄附したという話が民間に洩聞こえたならば、進んで寄附する町人も少くないであろうことをみこしての措置であったが、はたして嘉永元年十二月四日の記事によれば、貧民救済への加入希望多く銀十貫目あまりも集まったという⁶³。聖謨の目論見によれば、奈良市中の人口二万五千人のうち、「当日くらしかね候もの百分一と見積」れば、一年間に銀二十貫目余の利息金で二百五十人ずつは救済していくことが可能という⁶⁴。

こうして、貧民救済の永続的な施策が嘉永元年暮れには確立され、翌嘉永二年の三月初ころまでには公許の手続きも完了したようで、同年三月五日の日記で、「今日より施す積にて、大病人或は極難之者」の募集を触れ出させたと、年間二百人は永世施すことができること、「貧人施之事は兼⁶⁵おもひ居たりしに、出来て大に悦」んだことが記されている。

奈良町に実際に触れ出されたものは、次のとおりであった。

向寄達⁶⁶

奈良町の極貧のもの之内、年老て夫又ハ妻子はなれ、いとけなふして父母を失ひ、たよるべき方なき者、ま

たハ不慮ニけかいたし養生入用無之もの、長わずらひ
ニ^而養生入用無之者、出産いたし産まかなひ入用無之
もの、親類縁者もなきにおひてハ、実にあわれむべき
事ニ候、自然右躰之者有之候ハ、其所之住人とも心ヲ
付、難儀不致様取計遣べし、町内ニ^而行届難程のもの
ハ、前書入用手当として御役所より鳥目下さるべく積
ニ付、所役人より其時々申出べく候、尤も困窮ニせま
り居候共、身もち不行跡^{マツ}等も父祖之家業も失ひ、或者
非分之利をもふくべく等、種々の者巧いたし候より困
窮ニ落いり候惣覚之もの等、こんさつ不致様所役人能々
取しらべ可申事

右之趣被仰出候間、可被得其意候、以上

嘉永二^西三月十六日

^{御奉行}
川路左衛門尉

惣年寄

町代

半田理兵衛

前又御触^カ面之通字多紙式枚横次いたし、番所東西之門
へ張置可申様仰被渡、尤張紙者惣年寄町代相認候様、
再御触有之候付、左之通いたし張置もの也

西三月廿五日

各町々へ触れられた上、さらに番所東西の門へ張紙して
公示するとう人念な伝達法とともに、救貧に関する告知
内容も類例を多くかけて趣旨の理解を深めさせようと
いう意図がよく出ている。しかし、こうした奉行所からの行
きとどいた公示にもかかわらず、極貧者の届出は意外と少
なく、同年八月三日付で、全町役人に対して難渋者の見き
わめを怠りなく、また遠慮なく申し出るよう再触がなされ
ている。

困窮者救済の制度の確立で、高齢者への目くばりも進ん
だようで、嘉永二年八月末には九十歳以上の長寿者四人に
対し、年々五貫文ずつの施与が決定されている。八十歳以
上の者へ三貫文ずつの支給も検討されたようであるが、八
十歳以上の人数がかなり多く、極貧者救済の資金に影響を
あたえるという理由から、これは取り止めとなった。

聖謨の尽力した貧民救済の事業は順調に動き出し、また
救貧の意識もしだいに市中へ浸透したようで、嘉永二年十
二月二十五日の聖謨の日記に、「去年已来出金にて、当年
追々貧人老人救ひみせたるに、ならのものと喜しとみえて、
当くれも一^日前後數十人出金せり」とある。こうした善
意が市中に広がりつつあったことを示すのであろうか、嘉

(五) 川路聖謨と『寧府紀事』

永三年二月十八日付の町触では善意の奇特者への褒賞のことが伝えられている。¹⁷⁾ すなわち、難渋している旅人に善根宿を提供したり、また先祖の命日とか年に何回とか日を決めて、乞食や困窮の者に粥や銭などをめぐんだりする奇特の者がいるというのである。しかも、これらの人々を奉行所へ呼び出してほめてやろうとしても、かえって迷惑がっってしまうので、町役人の方からそれらの人々へ褒賞の言葉を伝えるようにというのである。

救済の制度が整えられ、市中に善意の施行が行なわれはじめたとはいえ、救済の対象とされる者に対する偏見や、極貧者自身の遠慮などもあったことであろうし、また飢饉や災害の襲来は、微弱な救済制度や善意だけではのりきれない深刻さをもつものであったに違いない。嘉永三年七月・八月には奈良市中に対して、極貧者の取り調べの徹底が再三触れ出されている。¹⁸⁾ 嘉永三年の全国的な凶作飢饉は翌年へも深刻な影響を与えている。嘉永五年五月十五日付で、「大和国行倒死人追々多し、みな飢人也、捨子など多し、迷子も有」と聖謨は、その日記に記している。¹⁹⁾

川路聖謨の奈良における民政を、その日記『寧府紀事』によりながらみてきたが、奈良奉行としての真摯な取り組みと苦悩の一端でも描けているならば幸いである。本文中でも記したように、『寧府紀事』は奈良奉行在任中の川路聖謨の私的な日記であり、嘉永三年正月から同四年四月までの欠落があるが、この時代の奈良と遠国奉行の民政について考察を加える絶好の史料である。私的な日記とはいえ、江戸に在住する実母や親族にあてた近況報告書でもあり、大和に関するさまざまな情報や、奈良奉行一家の日常生活から政務一般にまでわたる広範な内容がちりばめられている。奈良の産業や観光についてのすぐれた観察記録なども収められている。また、江戸幕府の官僚として、遠国奉行として、常に心身を鍛練し、学問研鑽にはげむ、民政担当者の思想展開を追うこともできる好史料である。

本稿では、わずかな用人や給人を引きつけて、数カ年のあらかじめ限られた期間を前提に、組織と慣習の確立した地域民政に、ひとりかかわっていく遠国奉行個人にどういう仕事が可能なのか、奉行の役割とは何なのかという視座

から、川路聖謨の事績を追ってみた。新任奉行の違和感が、任地への理解と自らの行政手腕への自信とから、しだいに領民との親和を求める方向へ転換し、最後の離任時には地域の風土と領民のもっともよき理解者にまでなるといふ展開をみてきた。もちろんその過程では奉行の民政思想の一端が現実には施策として実行され、新たな地域づくりの核となり、新しい地域の形成に大きく寄与する役割をになうことも予見された。

『寧府紀事』の分析は、今後の幕政史研究また奈良研究にさまざまな成果をもたらすであろう。

(追記)

別稿「遠国奉行の着任と離任―奈良奉行川路聖謨」
〔立命館文学〕五四二号、一九九五年十月号〕と本稿
「奈良奉行川路聖謨の民政」〔奈良史学〕十二号、一九九六年一月刊〕とは、奈良大学文学部平成六年度プロジェクト研究のうち「近世大和における参詣と巡見路に関する史料および臨地研究」の成果の一部である。

註

- (1) 『慎徳院殿御実紀卷十』弘化三年正月十一日条に「奈良奉行池田播磨守普請奉行となり、普請奉行川路左衛門尉奈良奉行となり(後略)」とある〔統徳川実紀〕第二篇五七七頁。
- (2) 『中院町永代帳』(奈良市古文書調査報告書(一〇))七六頁、以下『中院町永代帳』七六頁のごとく略記する。
- (3) 鎌田道隆「遠国奉行の着任と離任―奈良奉行川路聖謨―」〔立命館文学〕五四二号)
- (4) 『中院町永代帳』七六〇七七頁
- (5) 『中院町永代帳』七七頁
- (6) 同前。
- (7) 同前。
- (8) 『寧府紀事』弘化三年三月十九日条(日本史籍協会叢書『川路聖謨文書』、卷四七頁)。以下、『寧府紀事』何年何月何日条、また『川路聖謨文書』二一四七頁のごとく略記する。
- (9) 『中院町永代帳』七七頁。
- (10) 『寧府紀事』弘化三年三月四日、十九日条。
- (11) 前掲別稿「遠国奉行の着任と離任」においてこの点については略述しておいた。
- (12) 『寧府紀事』弘化三年四月三日条(『川路聖謨文書』二一七四頁)。
- (13) 『川路聖謨文書』二一三八頁。

- (14) 『寧府紀事』弘化三年三月十九日条(『川路聖謨文書』二一四七頁)。
- (15) 『寧府紀事』弘化三年四月四日条(『川路聖謨文書』二一七四頁)。
- (16) 同前。
- (17) 『寧府紀事』弘化三年四月四日条(『川路聖謨文書』二一七三頁)。
- (18) 『寧府紀事』弘化三年五月十八日条(『川路聖謨文書』二一三八頁)。
- (19) 同前。
- (20) 『寧府紀事』弘化三年五月十八日条(『川路聖謨文書』二一三九頁)。
- (21) 『中院町永代帳』七八〜七九頁。
- (22) 『寧府紀事』弘化三年十一月十一日条(『川路聖謨文書』二一四〇五頁)。
- (23) 『寧府紀事』弘化三年十一月十二日条(『川路聖謨文書』二一四〇九頁)。
- (24) 『寧府紀事』弘化三年十一月十二日条(『川路聖謨文書』二一四〇五頁)。
- (25) 『寧府紀事』弘化三年十一月十二日条(『川路聖謨文書』二一四〇九頁)。
- (26) 同前。
- (27) 同前。
- (28) 同前。
- (29) 『寧府紀事』弘化三年十一月二十二日条(『川路聖謨文書』二一四〇九〜四一〇頁)。
- (30) 『川路聖謨文書』三一二六七頁。
- (31) 『川路聖謨文書』三一三二二頁。
- (32) 同前。
- (33) 同前。
- (34) 奈良市史編集審議会編『奈良市史 通史三』第五章第一節(昭和六十三年二月、吉川弘文館刊)。
- (35) 『川路聖謨文書』二一九二頁。
- (36) 『川路聖謨文書』二一一二頁。
- (37) 『川路聖謨文書』二一一一六頁。
- (38) 『川路聖謨文書』二一三七七〜三七八頁。
- (39) たとえば弘化三年分では、四月十三日条、四月二十五日条、九月二十七日条など。なお、この所化の女犯事件は長く未決となり後年まで奉行所ではもてあましている。
- (40) 『川路聖謨文書』二一三三八頁。
- (41) 『川路聖謨文書』二一四四三〜四四四頁。
- (42) 『川路聖謨文書』二一四四四頁。
- (43) 『川路聖謨文書』二一三二七〜三三八頁。
- (44) 『川路聖謨文書』三一三三四〇頁。
- (45) 『川路聖謨文書』三一三二八頁。
- (46) 『川路聖謨文書』三一七九頁。
- (47) 『川路聖謨文書』三一八〇頁。
- (48) 『川路聖謨文書』二一三六八頁。

(68) 『寧府紀事』嘉永二年八月二十七日条（『川路聖謨文書』五―三五八頁）。

(69) 『川路聖謨文書』五―三五九頁。

(70) 『川路聖謨文書』五―五〇五頁。

(71) 『中院町永代帳』九四―九五頁。

(72) 『中院町永代帳』九六―九七頁。

(73) 『浪花日記』嘉永四年五月十五日条（『川路聖謨文書』六一―三頁）。